

坂戸市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年1月27日

坂戸市監査委員 関 口 万須美

同 森 田 文 明

1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和7年12月22日	市民生活課、中央地域交流センター、 北坂戸地域交流センター、城山地域交流センター、 入西地域交流センター
令和7年12月23日	大家地域交流センター、浅羽野地域交流センター、 千代田地域交流センター、三芳野地域交流センター、 勝呂地域交流センター

2 監査事項

令和7年度における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理の状況

3 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理の状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているか監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。